



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第301号 令和3年3月16日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
166	指定管理者を指定した件	国際スポーツ局 スポーツ振興課
167	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
168	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
169	指定障害福祉サービス事業の廃止について届出があった件	障がい福祉課
170	指定自立支援医療機関を指定した件	同
171	同	同
172	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
173	計量器の定期検査を実施する件	工業技術センター
174	森林管理重点地域の指定を解除する件	スマート林業課
175	同	同
176	同	同
177	土地改良区の定款の変更を認可した件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
178	保安林の指定施業要件を変更する件	農林水産基盤整備局 森林整備課
179	同	同

【告示】

番号	表	題	担当課名
180		森林管理重点地域の指定をする件	同
181	同		同
182	同		同
183	同		同
184		道路の区域を変更する件	道路整備課
185		道路の供用を開始する件	同
186		都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

徳島県告示第百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県蔵本公園、徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

公益財団法人徳島県スポーツ協会

徳島市昭和町三丁目三五番地一

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

徳島県告示第百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
有限会社M・STEP	徳島市方上町中須賀三番地一	灯りデイサービスセンター	板野郡松茂町笹木野字八北開拓二五番地	通所介護	令和三年三月一日
合同会社扇	七 板野郡松茂町長原四三・一	ヘルパーステーション扇	同 長原四三・一七	同	同
合同会社RELY	徳島市新南福島二丁目一番一七号	リライ訪問看護ステーション	徳島市大和町一丁目八池田八イッシー号室	訪問看護	同

徳島県告示第百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種類			
合同会社RELY	徳島市新南福島二丁目一番一七号	リライ訪問看護ステーション	徳島市大和町一丁目八池田ハイツカー号室	介護予防訪問看護		令和三年三月一日	

徳島県告示第百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人共生会	阿波市市場町香美字西原二四五番	障がい者支援施設すみれ園	阿波市市場町香美字西原二四五番	自立訓練（機能訓練）	令和三年二月八日	令和三年二月二十八日
特定非営利活動法人きこのハウス	徳島市国府町中字原淵四九二番地三	障害者支援センターきこのハウス	徳島市国府町中字原淵四九二番地三	就労移行支援	同 二十五日	同 三月三十一日
社会福祉法人カリヨン	同 八番一 字松ノ本二	スタジオおれもん	名西郡石井町石井字尼寺一三八二	自立訓練（生活訓練）	同 一月六日	同

徳島県告示第七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う訪問看護事業所		担当する	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社彩都	鳴門市撫養町立岩字七枚五 八	訪問看護ステーション 彩都	鳴門市撫養町立岩字七枚五 八	育成医療（訪問看護） 更生医療（訪問看護）	令和三年三月 一日
一般社団法人吉野川 市医師会	吉野川市鴨島町飯尾四 番地一	一般社団法人吉野川市 医師会訪問看護ステーション	吉野川市鴨島町飯尾四 番地一	同	同

徳島県告示第七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
ドレミファーマシー有 限会社	徳島市佐古三番町五番八号	阿南ドレミ調剤薬局	阿南市西路見町元村二八一	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和三年三月 一日
ウエルシア薬局株式会 社	東京都千代田区外神田二丁目二番一五号	つばさ薬局	板野郡北島町高房八丁野東 八一七	同	同

徳島県告示第七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	指定更新
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
社会医療法人川島会	徳島市佐古一番町一番二九号	川島透析クリニック	徳島市北佐古一番町六番一号	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和三年三月一日

徳島県告示第七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第二項の規定により定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器、その実施の期日及び場所を次のとおり公示する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う検査にあつては、実施の期日を令和三年四月一日から同年十二月二十日までとする。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実施の区域	対象となる特定計量器	実施の期日	受付時間				実施の場所
			午前十時から正午まで	午後一時から午後二時まで	午後三時から午後四時まで	午前十時から午後三時まで	
鳴門市	計量法施行令（平成五 年政令第三 百二十九号 ）第十条第 一項に規定 する特定計 量器	令和三年五月十四日	午前十時から正午まで	午後一時から午後二時まで	午後三時から午後四時まで	午前十時から午後三時まで	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱 八六番地 瀬戸公民館
同	同	十七日	午前十時から午後三時まで	午後三時から午後四時まで	鳴門市高島字北八六番地	鳴門公民館	
同	同	十八日	同	同	同	同	同
同	同	十九日	同	同	同	同	同
同	同	二十日	同	同	同	同	同
同	同	二十一日	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時まで	鳴門市役所板東連絡所 番地	大麻町板東字宝蔵六五番地	
同	同	二十四日	午前十時から午後三時まで	午後一時から午後三時まで	堀江公民館 番地	鳴門町土佐泊浦字大毛 八二番地一〇〇	
同	同	二十五日	同	同	同	同	網干休憩所駐車場
同	同	二十六日	同	同	同	同	撫養町南浜字東浜二四 番地七
同	同	二十七日	同	同	同	同	鳴門市文化会館
同	同	六月一日	同	同	同	同	名西郡石井町石井字石井四八 〇番地一

徳島県告示第百七十四号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

美馬市木屋平字麻衣四五の二〇の二

徳島県告示第百七十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

那賀郡那賀町竹ケ谷字出羽五〇、六四の一、六四の二、六五、六六、六七の二、六七の三及び六八から七一まで、字越後二の一、二の三、五の一、五の二、九の一、九の二、一〇三及び一〇五並びに字加賀四

徳島県告示第百七十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除する区域

海部郡海陽町相川字杉林七の一三

徳島県告示第百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市下町	令和三年二月九日
下町土地改良区	

徳島県告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡海陽町大里字白水八〇、八三の一から八三の四七まで、神野字神祇一一の二三、字大谷二六の八、字三筒二四の一、小川字桑原谷二九、三〇・三二・五一の二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字東桑原六一、六二の一から六二の四まで、字皆ノ瀬五九の二、五九の二八、六六の一七、字深瀬六の一、六の二、七の一、七の三、九、字北峯六の四、六の六、六の七、字関ノ溝一一、一二の一、一二の三、一二の四、字玉笠八六の三八、八六の四〇、字青木下一三、平井字保勢一一二の一三、字蔭杉字一七の一、一七の三、浅川字荒瀬一五の六五から一五の六七まで、奥浦字鹿ヶ谷六〇の一、六〇の一五、六〇の三八、六〇の三九、六〇の四四、六〇の四五、字一字谷四一の一、四一の九、櫛川字西敷七五の二三から七五の二六まで、七五の二八、大井字大谷五一の四〇から五一の四二まで、塩深字出久保三四、小谷字猪ノ鼻四二の一、九七の一、九九の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美馬市脇町字下大滝三六
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。

徳島県告示第百八十号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

美馬市木屋平字麻衣四五の二〇の二

徳島県告示第百八十一号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

那賀郡那賀町竹ケ谷字出羽五〇、六四の一、六四の二、六五、六六、六七の二、六七の三及び六八から七一まで、字越後二の一、二の三、五の一、五の二、九の一、九の二、一〇三及び一〇五並びに字加賀四

徳島県告示第百八十二号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和三年三月十六日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

三好市東祖谷栗枝渡二八〇

徳島県告示第百八十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

海部郡海陽町相川字杉林七の一三

徳島県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和三年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
4	丸亀三好	三好郡東みよし町東山字 中村七八番三地先から 同 八六番五地先まで	旧	四・三丁二〇・一	一七九・〇
		同	新	八・六丁三〇・八	一七九・〇

徳島県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四三八号	名西郡神山町上分字門屋 七番一地先から 同 一三四番一地先まで	二七五・七	令和三年三月十六日

徳島県告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和三年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市小松島町字中筋二三番二の一部	板野郡松茂町笹木野字八上四四番地	豊谷 康男
板野郡北島町高房字百川田一二番及び一二三番並びに一二番の地先町有地	同 北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺建設
同 字百庵ノ前二一番六	同 藍住町奥野字東中須一〇九番地七	株式会社あい